

開成町あじさいまつり出店要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開成町あじさいまつり（以下、あじさいまつりという。）における出店の適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。

(出店の範囲)

第2条 出店できる範囲は「あじさいの里内」及び「岡野あじさいの里」とする。ただし、開成町あじさいまつり実行委員会（以下、実行委員会という。）が認めた場合はこの限りではない。

(出店者の資格)

第3条 あじさいまつりにおいて出店できる者は、原則として町内に居住する個人、町内で営業している事業者、活動場所が開成町内にある団体とする。ただし、過去に出店したことがある個人等については、実行委員会が認めた場合はこの限りでない。

(出店の申請)

第4条 出店を希望する者（以下、出店者という。）は、出店申請書（様式第1号）に出店する場所の土地所有者の承諾書（様式第2号）を添付して、別に定める期日までに実行委員会に提出しなければならない。

(出店の許可)

第5条 実行委員会は、出店者の申請書を審査し申請内容が適正な場合は、出店者説明会において出店許可証（様式第3号）を交付するものとする。

2 実行委員会は、申請内容に疑義がある場合は改善を指示することができる。

3 出店許可証を受けた者は、店舗前面の見えやすいところに出店許可証を掲示しなければならない。

(出店者の責務)

第6条 出店者は、出店に際しあじさいの景観に配慮した店舗づくりを心掛けるなければならない。

2 出店者の出店時間は午前9時30分から午後5時までとし、出店期間はあじさいまつり期間内とする。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りでない。

3 出店者は、閉店後店舗の周りの清掃を行うものとする。また、出店者が出したゴミ類は出店者が持ち帰らなければならない。

- 4 出店者は、環境に配慮した商品や機器の取扱いを心掛けなければならない。
- 5 商品、サービス等の提供については、すべて出店者の責任で行う。
- 6 盗難・火災・衛生管理について、実行委員会は一切の責任を負わない。

(禁止事項等)

第7条 出店に当たっては次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 水路及び官地部分への出店。ただし、実行委員会が認めた場合は除く。
 - (2) 複数店舗の出店
 - (3) 出店場所の又貸し
 - (4) あじさいまつりにふさわしくない商品の販売
- 2 竹の子を販売する者は、竹の子1本ずつに販売証明書(様式第4号)を付さなければならない。
 - 3 出店者は、あじさいまつりの開催前日及び終了翌日には、販売場所の設営及び撤去をしてはならない。

(出店許可の取り消し)

第8条 実行委員会は、出店者が前2条のいずれかに違反した場合は、出店許可を取り消すとともに、出店者名を公表することができる。

(出店料)

第9条 実行委員会は、あじさいまつりの環境整備等に充てるため、出店者から別に定める出店料を徴収することができる。

- 2 出店料は、出店者説明会において納める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度実行委員会が決定する。

附則

本要綱は、平成16年4月22日より施行する。

附則

本要綱は、平成17年2月22日より施行する。

附則

本要綱は、平成20年4月15日より施行する。

附則

本要綱は、令和6年4月12日より施行する。